

補償給付の参考例

◇ 在職年数 10 年未満の副分団長 [扶養親族：妻及び子（中・小学生 2 人)]が、次例の補償給付を受けた場合の算定例

補償基礎額：11,553 円 = 10,670 円（基礎額） + 217 円（妻） + 666 円（子 2 人）

令和 4 年 4 月 1 日現在

例	補償の種類	給付額	計
1 1年間療養しその間、休業した場合	損害	① 療養補償費	医療費実費
		② 休業補償費	6,931円(1日) × 365日 = 2,529,815円 (月平均210,818円)
	福祉	③ 休業援護金	2,310円(1日) × 365日 = 843,150円 (月平均70,263円)
	合 計		3,372,965円 (月平均281,080円)
2 1年6箇月後、傷病等級第1級に該当した場合(要常時介護)	損害	① 療養補償費	医療費実費
		② 傷病補償年金	11,553円 × 313倍 = 3,616,089円 (50円以上切上) → 3,616,100円 (年金)
		③ 介護補償費	171,650円 × 12月 = 2,059,800円
	福祉	④ 傷病特別給付金	11,553円 × 313倍 × 20 / 100 = 723,217.8円 (50円未満切捨) → 723,200円 (年金)
		⑤ 傷病特別支給金	1,140,000円 (一時金)
		⑥ 奨学援護金	32,000円 (2人) × 12月 = 384,000円 (中・小学生2人の年額)
合 計		7,923,100円 (次年度以降(一時金を除く) : 6,783,100円)	医療費実費 + 5,675,900円
3 傷病の治ゆ後障害等級第1級の障害が残った場合(要常時介護)	損害	① 障害補償年金	11,553円 × 313倍 = 3,616,089円 (50円以上切上) → 3,616,100円 (年金)
		② 介護補償費	171,650円 × 12月 = 2,059,800円
	福祉	③ 障害特別給付金	11,553円 × 313倍 × 20 / 100 = 723,217.8円 (50円未満切捨) → 723,200円 (年金)
		④ 障害特別支給金	3,420,000円 (一時金)
		⑤ 障害特別援護金	15,400,000円 (一時金)
		⑥ 奨学援護金	32,000円 (2人) × 12月 = 384,000円 (中・小学生2人の年額)
合 計		25,603,100円 (次年度以降(一時金を除く) : 6,783,100円)	5,675,900円
4 死亡した場合 遺族年金を受けることができる遺族	損害	① 遺族補償年金	11,553円 × 223倍 = 2,576,319円 (50円未満切捨) → 2,576,300円 (年金)
		② 葬祭補償費	11,553円 × 60倍 = 693,180円 (一時金)
	福祉	③ 遺族特別給付金	11,553円 × 223倍 × 20 / 100 = 515,263.8円 (50円以上切上) → 515,300円 (年金)
		④ 遺族特別支給金	3,000,000円 (一時金)
		⑤ 遺族特別援護金	18,600,000円 (一時金)
		⑥ 奨学援護金	32,000円 (2人) × 12月 = 384,000円 (中・小学生2人の年額)
合 計		25,768,780円 (次年度以降(一時金を除く) : 3,475,600円)	3,269,480円